２０２１年度第４回業務委員会議事次第

（一社）日本コミュニティーガス協会

【日　時】２０２１年１２月８日（水）１５：００～

【場　所】協会会議室

Ⅰ．報告事項

１．　委員（支部状況）報告

２．　事務局報告

（１）経過措置料金規制指定団地の指定解除について　・・・・・・・・　資料 No.1
（２）令和３年度第１四半期特別な事後監視の結果・・・・・・・・　資料 No.2
（３）集合住宅１棟に対する複数事業者によるガス供給について・・・・　資料 No.3
（４）カーボンニュートラル対応について・・・・・・・・・・・・・・・・資料 No.4
（５）「申請書・届出書記載例」及び「Ｑ＆Ａ」に関するご意見等について 資料 No.5
（６）経過措置解除後の１４条１５条の周知文について　・・・・・・・　資料 No.6
（７）認知度向上ポスターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.7
（８）コラボ活動について　・・・・・・・　資料 No.8

- CN 時代のエネファームの意義
- 「全国親子クッキング」について

（９）　事業用原料の需給・価格動向等について　・・・・・・・・・・　資料 No.9

（１０）　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.10

(参考)

・生産動態統計（2021 年 8～9 月）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.11
・2022 年度 本部年間行事予定表

Ⅱ．　審議事項

・2021年度業務部事業計画案（骨子）　・・・・・・・・・・・・・・・・　資料No.12

※次回業務委員会は、2022年1月19日(水) 15:00～協会会議室（リアル＋Ｗｅｂ）の予定です。

以上

2021年度
第4回業務委員会
資料№1

2021年12月8日

経過措置指定団地の2021年12月解除並びに3･4月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2021年7月	2021年12月1日	2021年12月1日見込（2021年9月生産動態統計BASE）			2022年3月1日	2022年3月1日見込（2021年9月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込み	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−6 4.3%	*0* 0 0.0%	*0* 334 5.3%	*0.9%* 3 0.3%	337 4.7%	*1* *0* 1 1.9%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%
東北 ▲1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−26 18.6%	*0* 0 0.0%	*1* 571 9.1%	*4.7%* 28 2.8%	599 8.3%	*1* *1* 1 1.9%	*1* 572 9.1%	*4.5%* 27 2.9%	599 8.3%
関東 ▲7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−55 39.3%	*0* *3* 1 20.0%	*83* 1,569 25.1%	*23.5%* 483 49.0%	2,052 28.3%	*13* *38* 24 44.4%	*58* 1,593 25.3%	*22.4%* 459 49.2%	2,052 28.3%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−9 6.4%	*2* *1* 2 40.0%	*36* 534 8.5%	*17.7%* 115 11.7%	649 9.0%	*4* *7* 6 11.1%	*33* 540 8.6%	*16.8%* 109 11.7%	649 9.0%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−13 9.3%	*0* 0 0.0%	*0* 279 4.5%	*0.0%* 0 0.0%	279 3.9%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 279 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	279 3.9%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−22 15.7%	*0* *2* 0 0.0%	*41* 769 12.3%	*22.9%* 228 23.1%	997 13.8%	*2* *15* 4 7.4%	*28* 773 12.3%	*22.5%* 224 24.0%	997 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−30 21.4%	*2* *0* 2 40.0%	*20* 574 9.2%	*4.7%* 28 2.8%	602 8.3%	*0* *4* 5 9.3%	*16* 579 9.2%	*3.8%* 23 2.5%	602 8.3%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−3 2.1%	*0* *0* 0 0.0%	*17* 325 5.2%	*7.1%* 25 2.5%	350 4.8%	*1* *1* 2 3.7%	*17* 327 5.2%	*6.6%* 23 2.5%	350 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	10 −7.1%	*0* *1* 0 0.0%	*47* 1,104 17.7%	*6.4%* 75 7.6%	1,179 16.3%	*5* *18* 11 20.4%	*34* 1,115 17.7%	*5.4%* 64 6.9%	1,179 16.3%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	14 −10.0%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 195 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	196 2.7%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 195 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	196 2.7%
全国 計 ▲12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	＜減少率=−1.9%＞ 7,380 100.0%	−140 100.0%	*4* *7* 5 100.0%	*245* 6,254 100.0%	*13.6%* 986 100.0%	7,240 100.0%	*27* *84* 54 100.0%	*188* 6,308 100.0%	*12.9%* 932 100.0%	7,240 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地･自由化団地の内訳は把握していない。

北海道局は2022年4月1日解除

【出典：生産動態統計 ほか】

2021年度
第4回業務委員会
資料№2

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令 和 ３ 年 １０月 ２１日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和3年度第1四半期）

（趣旨）
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、3年間監視することとされています。
以上を踏まえ、令和3年4月から6月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧簡易ガス事業者： 120事業者 282供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和3年4月から6月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の以下の情報を収集した。

① 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）
② 家庭用におけるガス販売量及び販売額を前提として算定した販売単価（月次）

2. 調査結果

本件対象期間における、①各月ガス小売料金の前月との比較、②各月販売単価の前年同月との比較を行い、検証・確認を行った結果、値上げが行われた事実は認められなかった。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 池田
統括ネットワーク事業管理官 伊藤
担当者：宮嶋、中橋、牛島、齋藤
電 話： 03-3501-1552（直通）

2021年度
第4回業務委員会
資料№3

令和３年１１月５日

経済産業省資源エネルギー庁
ガス市場整備室　御中

（一社）日本コミュニティーガス協会

集合住宅１棟に対する複数事業者によるＬＰガス供給（液石法適用）に関するお願い

題記「集合住宅１棟に対する複数事業者によるＬＰガス供給」につき、少数の事例ながら実情を調査致しましたので、ここにご報告するとともに、その対応につきご検討いただきたく、よろしくお願いします。

1. 集合住宅１棟に対する複数事業者によるＬＰガス供給の状況

(1)	調査数	４棟
(2)	１棟の供給先	７０～２５０
(3)	１棟ごとの事業者数	２～５
(4)	複数事業者による供給となった経緯	リフォームによる戸数増又は都市ガスからの転換等
(5)	特定供給設備の状況	９８０Ｋｇバルク貯槽　２～５基（２基又は３基は隣接）あるいは同一建屋内に分離された特定供給設備が２系列
(6)	配管の状況	事業者ごとに完全に分離
(7)	供給先の状況	縦割りに区分されている模様
(8)	ガス料金の状況	事業者ごとの料金決定方式によるため全く異なる
(9)	消防法の届出	事業者ごとに１ｔ未満の貯蔵設備として届出

2. 集合住宅１棟に対する複数事業者によるＬＰガス供給の追加情報（未調査）

(1) 事業者が１棟の集合住宅に２組の供給設備を設置し、それぞれの供給設備から 70 戸未満にガスを供給することで液石法適用としたが、消防から指摘され１セットを他の事業者による供給に改めた事例があるとのこと。

(2) １棟の集合住宅に関係会社の関係にある２社がそれぞれ供給設備を設置し７０戸未満にガスを供給することで液石法適用としている事例（未対応）があるとのこと。

3. 問題点

(1) 経緯はともかく１棟７０戸以上の供給地点であり１事業者がＬＰガスを供給するのであればガス事業法が適用される事例である。ガス主任技術者有資格者が在籍していない等の理由で、液石法適用とするべく複数事業者による供給を選択したものと考えられる。

(2) ガス料金については、全く異なる方式を採用しているとのことであり、談合等価格面における独禁法上の疑いはないと思われるが、無償配管・ガス機器の提供等ガス供給権獲得にあたり付帯条件がある場合には、独禁法及び下請法に抵触する疑いがあるばかりか、販売価格の透明化に逆行することも考えられる。

(3) 消防への届出は事業者毎であるため１ｔ未満の設備として届け出ているが、実際には９８０Ｋｇバルクが２基あるいは３基隣接しており、実態を見れば少なくとも３ｔ未満として都道府県知事の許可が必要なところ。また、ガス漏れ・火災等発生時の対応について供給事業者間で協議されておらず、ガス事業法が適用された場合と同一レベルの安全性が確保されているとは考えられない。

（参考）　貯槽容量による保安距離の違い

貯槽の容量	１ｔ未満	１～３ｔ未満
第１種保安物件	1.5m以上	7.0m以上
第２種保安物件	1.0m以上	7.0m以上
火気距離	2.0m以上	5.0m以上

4. 対応策検討のお願い

確認できた事例は少数ながら、いくつかの情報によれば地域によってはさらに事例があるとのこと。協会として法規制等の強硬手段を望んでいるわけではないが、居住者の安全を考え、次の対策を採用することが可能か検討していただきたい。

- 「ガスの小売営業に関する指針」に、「保安・防災の観点から問題となる（又は望ましくない）行為」として、「１棟の集合住宅における一般の需要に対し、２以上の事業者がガスを供給すること」を追加する。

以上

日本コミュニティーガス協会

今期計画と課題対応

2021年度
第4回業務委員会
資料№4-1

事業通じSDGsに貢献

高効率機器を複合提案

數内雅幸専務理事に聞く

51年目の活動を展開している日本コミュニティーガス協会。年度の折り返しを迎えたが、本紙は數内雅幸専務理事に①コミュニティーガス事業を取り巻く環境②ガス事故ゼロに向けた保安面の取り組み③昨年度来風雲急を告げる温室効果ガス排出をゼロとする2050年カーボンニュートラル（CN）問題への対応――について、今年度事業計画に盛り込んだ国際的なSDGs（持続可能な開発目標）の考え方も含めて協会が今後どう対処していく考えかを聞いた。

――経営基盤の強化に向けた取り組みと課題をレジリエンス（国土強靭化）、CNの視点を含めて話してください。

コミュニティーガスは災害時には分散型エネルギーとして、必要な調査・点検が完了すれば直ちに使用できる利便性、災害対応バルクや電源自立型GHP、非常用発電機の設置などをお客さまに丁寧に説明していくことが需要の拡大に寄与すると考えている。

さらにオール電化や都市ガスエリアこそ、レジリエンスの観点から対応も容易で劣化しない分散型エネルギーとしてLPガスの常設・常用が求められるのではないか。

コミュニティーガス事業は団地への供給と分散型エネルギーシステムという特性を生かし、一定の地域で例えばLPガス発電機、太陽光発電、蓄電池、電気自動車などで構成される分散型電源からすべての電力を供給するマイクログリッドを実施することなどでCNタウンを企画し、レジリエンスを強みとした新たな共同体の形成に努めるという取り組みも重要になってくるのではないかと考えている。

2030年以降にCNが普及段階に入る前の移行期間は、脱炭素へのプロセスとして低炭素化、省エネ化が重要となる。そのための取り組みとしてエコジョーズ、ハイブリッド給湯器、エネファーム、太陽光発電などガスを利用する住宅のCO2削減へ新築・既築物件に複合提案を行い、省エネ機器の普及を図る。

また、営業・供給・保安等ガス事業者側の活動をCO2排出量で評価し、AIやDXの活用により、LPガスの配送効率化やスマート保安を普及させ、CO2削減を行っていくことも取り組むべき課題と言える。

いずれにせよ単一エネルギーに頼るのはリスクが大きい。ガスにはガスの長所がある。今後はガスと電気をバランス良く組み合わせることにより、レジリエンス対応とCN対応の両方を実現していくことがSDGsにかなうと考える。



出典／国連広報センター

住み続けられるまち作り

クリーンエネを普及

SDGs＝写真はロゴと17目標のポスター＝は、2015年9月の国連サミットで採択された世界共通の「持続可能な開発目標」の略称。将来にわたって活動を営める多様性と包摂性のある社会の実現を目的に、社会的な格差や弱者への配慮を基盤としており、加盟する全193カ国が達成を目指している。

日本コミュニティーガス協会は21年度事業計画書に、国連が提唱するSDGsも考慮して業務を遂行するよう会員事業者に周知・啓発することを新たに盛り込んだ。

SDGsが世界的な取り組みとなるなか、脱炭素化への流れが生まれ、20年10月の菅義偉首相（当時）によるカーボンニュートラル（CN）宣言を受け政府が「グリーン成長戦略」を策定した。こうした情勢を受けてエネルギー産業が本格的なビジネス転換を迫られることになり、協会が対応策を示した。

協会の21年度事業計画によると、国連が掲げるSDGsの17目標の中から次の四つの目標を選び出し、コミュニティーガス事業者が考慮すべきとした。

四つの目標とは▽目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」▽目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」▽目標11「住み続けられるまちづくりを」▽目標13「気候変動に具体的な対策を」――である。

協会はこの四つの目標を「経営基盤の強化」の一環として事業計画に落とし込んだ。

各事業者には、コミュニティーガス団地がクリーンな原料を用いてレジリエント（しなやかで強靭）な街を形成しており、LPガスの配送効率化にも寄与し、SDGsが掲げる目標の達成や地球温暖化につながる温室効果ガスの排出をゼロにする脱炭素社会の実現に貢献していることを、各団地で周知広報することを求めている。

グリーンLPガス共同開発へ　出光系や岩谷産業などが組織

2021/10/19 20:29 | 日本経済新聞　電子版



50年にLPガスをすべてグリーン化する

液化石油ガス（LPG）大手5社は製造時の二酸化炭素(CO2）排出量を実質ゼロにできるLPガス「グリーンLPガス」の研究開発に乗り出す。出光興産と三菱商事が共同出資するアストモスエネルギーや岩谷産業などが参加し、協議会をこのほど設立。今後、実用化を目指し、2050年に国内のLPガス需要の全てをまかなうことを目指す。LPガスは地方や災害時の備えとして需要が残るが、低炭素化が遅れていた。

アストモスや岩谷産業のほか、ENEOS子会社のENEOSグローブやジャパンガスエナジー、コスモエネルギーホールディングス傘下のジクシスで「日本グリーンLPガス推進協議会」を設立した。北九州市立大学も研究開発に協力する。総事業費は2～3年で10億円弱とみられる。

5社は現在、国内のLPガス供給量の9割を手掛ける。新会社では20年代に水素とCO2の合成でLPガスを製造する新たな技術の確立を目指す。

LPガスは使用時にCO2が出るが、製造時にCO2排出を削減することで環境負荷を減らせる。今後、国内の実証試験を経て、再生可能エネルギーから製造した水素とCO2で製造するLPガスの供給を目指す。30年代前半に年約3万トンのグリーンLPガスを供給する計画だ。

課題はコストだ。再生エネから製造した水素とCO2で製造するグリーンLPガスは、通常のLPガスと比べて2～3倍程度の製造費がかかる。触媒の改良や設備の大型化でコストを抑制する必要がある。

LPガスは都市ガスと比べて輸送が容易で、長期保管できるのが特長だが、需要は減っている。日本LPガス協会（東京・港）によると20年度の国内需要は1300万トンだったが、50年には800万トンに落ち込む見込み。アストモスなどは全量をグリーン化して生き残りを図る。

2021年度
第4回業務委員会
資料№4-3

令和3年10月20日

日本グリーンLPガス推進協議会

一社「日本グリーンLPガス推進協議会」の立ち上げについて

LPG輸入元売りの大手5社（アストモスエネルギー、ENEOSグローブ、ジクシス、ジャパンガスエナジー、岩谷産業）は、一般社団法人「日本グリーンLPガス推進協議会」を今般新たに設立し、LPG（プロパン・ブタン）のグリーン化事業を共同して進めることとなった。

具体的には、水素と二酸化炭素（CO2）を合成させ、メタノール等への改質プロセスを経たうえで、100%近い収率でLPGを製造する新たな技術（プロパネーション・ブタネーション）を北九州市立大学との連携によって確立する。FT（フィッシャー・トロプシュ）を始めとする従来の燃料合成技術では、CO2を一酸化炭素に置換する必要があり、非効率な面があったが、新技術ではCO2を直接水素と効率的に反応させ、高い得率でのLPG製造が可能となる。当協議会はこの分野で世界的な権威である北九州市立大学客員研究員の藤元薫氏（東京大学名誉教授、一般社団法人HiBD研究所代表、北九州市立大学名誉教授）から全面的な研究協力を得ることによって、早期の実証化を目指す。

また、当協議会では、LPGと類似した特性を有するDME（ジメチルエーテル）からLPGを製造する技術の確立に向け、上記研究と並行して、大手触媒メーカー等との共同研究開発を進める。

当協議会では、ふたつの実証試験結果を3年後を目途に検証のうえ、双方の研究を通じて得られた技術を用いて下水処理汚泥施設から発生するバイオ原料等から得られた水素とCO2を利活用することによって、2030年前半には年間3万トン規模のカーボンフリーなLPG（グリーンLPG）の社会実装の実現を目指す。

LPGは一般家庭や業務用を始め、化学原料や自動車燃料、都市ガスの熱量調整原料など、幅広い用途で使われており、昨年度の国内需要は約1，300万トンに上る。LPGは可搬性に優れ、劣化しない特性を有しており、災害対応力の強化に向けた備蓄用燃料としての他、LNGと同様、硫黄含有量が殆どないといった環境特性によって、舶用燃料としての新たな需要も期待されており、燃焼機器の省エネ化や人口減が進むなかにあっても、政府の試算でも2050年時点で相当量の需要量が残ると見込まれている。LPGのグリーン化を巡っては、バイオ原料の利用だけでは資源に限界があるため、将来的にはグリーン水素等を利活用し、LPG需要全量のグリーン化を進めて行く考えだ。

5社が会員となっている日本LPガス協会（会長、アストモスエネルギー社長　小笠原剛氏）では、昨年秋に「グリーンLPガスの生産技術開発に向けた研究会（座長：早稲田大学、関根泰教授）を立ち上げ、今年4月には、LPGのグリーン化に向けた今後の課題と方向性に関する報告書をまとめた。今回の協議会設立は、同研究会からの流れに沿ってグリーンLPGの社会実装に繋げて行くためのもので、初代の協議会代表理事には、同協会会長の小笠原氏が就任する。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
事務局（日本LPガス協会）　上平、三木田
電話　03-3503-5741

2021 年 10 月 20 日現在

一般社団法人「日本グリーンLPガス推進協議会」の概要

法人名称	一般社団法人　日本グリーンLPガス推進協議会 （英文名　：　Institute of Japan Green LP Gas Promotion）	
所 在 地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14－1　郵政福祉琴平ビル4階（日協事務局内）	
創　　立	令和3年10月18日	
代表理事・会長	小笠原　剛	
主な活動事業	カーボンニュートラルなLPガスの製造技術開発を進め、社会実装に繋げて行くことを目的とした次の事業。 ⑴ バイオ DME（ジメチルエーテル）を用いたLPガスのグリーン化事業 ⑵ 水素と一酸化炭素・二酸化炭素を用いたLPガスのグリーン化事業 ⑶ その他、LPガスのグリーン化に向けた製造技術開発、ならびに社会実装の目的を達成するために必要な事業	
会員企業／団体	【正会員】 アストモスエネルギー株式会社 ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー 岩谷産業株式会社 【準会員】 日本LPガス協会	
役員構成	代表理事（会長） 理事（副会長） 理事（副会長） 理事 理事 業務執行理事	小笠原　剛（アストモスエネルギー株式会社　代表取締役社長） 岩井　清祐（ENEOSグローブ株式会社　代表取締役社長　社長執行役員） 野倉　史章（ジクシス株式会社　代表取締役社長） 大浜　　健（株式会社ジャパンガスエナジー　代表取締役社長） 間島　　寛（岩谷産業株式会社　代表取締役　社長執行役員） 吉田　　栄（日本LPガス協会　専務理事）

一社「日本グリーンLPガス推進協議会」の立ち上げについて

～　カーボンニュートラルに向けた
ＬＰガス業界の取り組み　～

一般紙・業界紙合同記者懇談会

２０２１年１０月２０日

日本LPガス協会
Japan LP Gas Association

サステナブルな社会と暮らしを支えるLPガス
～青い炎のメッセージ～

日本LPガス協会主催「グリーンＬＰガスの生産技術に向けた研究会」※（2020年11月～2021年3月）最終報告書

※座長：早稲田大学関根泰教授、
2020年11月～2021年3月まで5回開催

“ 2050年以降も社会が必要とするLPガスを持続可能なエネルギーとして責任を持って供給し続けるためにも、グリーンDMEと共に、**カーボンフリーのLPガス合成（プロパネーション、ブタネーション）による技術開発**を並行して進め、**社会実装に繋げていくアプローチ**が極めて重要となる。 “

（出所）：日本LPガス協会「グリーンLPガスの生産技術開発に向けた研究会」報告書（令和3年4月）

研究会での技術検討から導き出された見解　：

①メタネーションはメタンのみが目的生産物となるため、ＬＰガス合成には適合しない。

②ＦＴ合成※1では、高い収率でプロパン、ブタンを得る高効率合成を期待出来ない。

③技術的に実現可能性が高い技術は、**二酸化炭素と水素を原料とする反応の過程でメタノール、DME※2を経由する、高効率LPガス直接合成技術であり、既に基礎段階での研究は成功**している。

④又、DMEについても合成技術は既に確立しており、**DME を原料としてLPガスを得る間接合成技術も同様に実現可能性が高い。**

※1FT合成：フィッシャー・トロプシュ法(Fischer-Tropsch Process)、一酸化炭素と水素（合成ガス）から触媒反応を用いて液体炭化水素を合成する合成法であり、目的生産物は石油代替の合成油や合成燃料。

※2DME：ジメチルエーテル(Dimethyl Ether)、エーテルの一種、灯油に近い燃焼特性とLPガスに近い物性を持つ合成燃料。一酸化炭素と水素から直接DMEを合成する直接合成法とメタノールを合成し、それを脱水する間接合成法がある。

政府「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」
令和3年6月18日閣議決定

エ）グリーン LPG

＜現状と課題＞

・LP ガスは全世帯の約４割の家庭に供給される、国民生活を支える必要不可欠なエネルギーである。

・また、工業用・化学原料用等、多岐にわたる分野を支えており、**2050年時点においても約６割の需要が維持される見込み**である。

・カーボンニュートラルに向けて、化石燃料である LP ガスを海外から調達する業界構造から、バイオマス等から（化石燃料由来ではない）グリーン LP ガスを合成する技術を確立することにより、**グリーン LP ガス製造業の創出を図ることで、カーボンニュートラルに貢献する業態へ転換**する必要がある。

・現状では、水素と一酸化炭素等による人工合成やバイオマス等によるグリーンな LP ガス合成技術が想定されるが、将来的に、**LP ガスを直接合成するためには、耐久性の高い触媒等の開発・実証が不可欠**。

＜今後の取組＞

・LP ガスのグリーン化を図るため、**化学合成やバイオマスによる LP ガス合成技術を確立し、2030年の社会実装に向けた実証等に取り組む**。

・こうしたグリーン LP ガスの合成に係る技術開発・実証を今後 10 年で集中的に行うことで、**2030年までに合成技術を確立し、商用化を実現。2050年には需要の全量をグリーン LP ガスに代替することを目指す**。

第６次エネルギー基本計画でのＬＰガスの記載

５．**2050年を見据えた2030年に向けた政策対応**

(1)**現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置づけ**

③化石エネルギー

(c)LPガス

約4割の家庭に供給されており、全国的な供給体制に加えて緊急時に供給を維持できる備蓄体制も整備している。また、最終需要者への供給体制及び備蓄制度が整備され、可搬性、貯蔵の容易性に利点があり、石油と同様に**「最後の砦」**として、**平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献する重要なエネルギー源**である。

(10)化石燃料の供給体制の今後の在り方

④LPガスの供給体制確保

LPガスは、長期的には、家庭部門の電化や地方での人口減少、省エネルギー機器の普及等により、国内需要が減少する可能性があるものの、**引き続き平時のみならず緊急時にも対応できるような強靭な供給体制を確保することは重要**である。カナダや豪州など調達先を多角化することにより、我が国のエネルギー・セキュリティ向上に取り組むことが必要である。また、**温室効果ガス排出削減**やLPガス産業の収益力の向上を目指し、**省エネルギーにも資するスマートメーターの導入による配送合理化などの取組を後押し**する。温室効果ガス排出削減の観点から、ボイラーや発電機による石油からLPガスへの燃料転換の取組を進める。また、熱電供給においても、より省エネルギーを実現する家庭用燃料電池(エネファーム)等のＬＰガスコージェネレーションや電力需要のピークカットに貢献できるガスヒート　ポンプ(GHP)等の利用拡大を進める。さらに**LPガスの脱炭素化に向けて、バイオLPガスや合成LPガス(プロパネーション、ブタネーション)等の研究開発や社会実装に取り組む産業界の取組を後押しする。**

新たに設立する一般社団法人の詳細

新法人名称	：	一般社団法人　日本グリーンＬＰガス推進協議会
英文名	：	Institute of Japan Green LP Gas Promotion
設立日	：	2021年10月１８日
役員構成	：	小笠原剛　会長　（日本ＬＰガス協会会長、アストモスエネルギー社長）
		岩井清祐　副会長　（同協会副会長、ENEOSグローブ社長）
		野倉史章　副会長　（同協会副会長、ジクシス社長）
		吉田栄　業務執行理事　（同協会専務理事）
		上平修　事務局長　（同協会事務局長）

正会員：日本LPガス協会　常任理事会社

- アストモスエネルギー株式会社：代表理事
- エネオスグローブ株式会社：理事
- ジクシス株式会社：理事
- 株式会社ジャパンガスエナジー：理事
- 岩谷産業株式会社：理事

（準会員：事務局）
日本ＬＰガス協会

(一社)日本グリーンＬＰガス推進協議会の研究開発概要：

Project 1 ：

炭酸ガス(CO_2)と水素からLPガスを100%近い収率で直接合成する新技術の開発

Project 2 ：

バイオガス等のメタノール･DME経由LPガス間接合成法

開発目標

開発体制、スケジュール、開発資金

第一段階：2021～2024年
触媒基礎研究、パイロットプラント実証研究

北九州市立大学との連携でHiBD研究所藤元薫先生（東大、北九州市立大学名誉教授）と実証研究
プラント規模：10kg/日

第一段階：2021～2023年
触媒基礎研究～

大手触媒メーカー等との共同研究

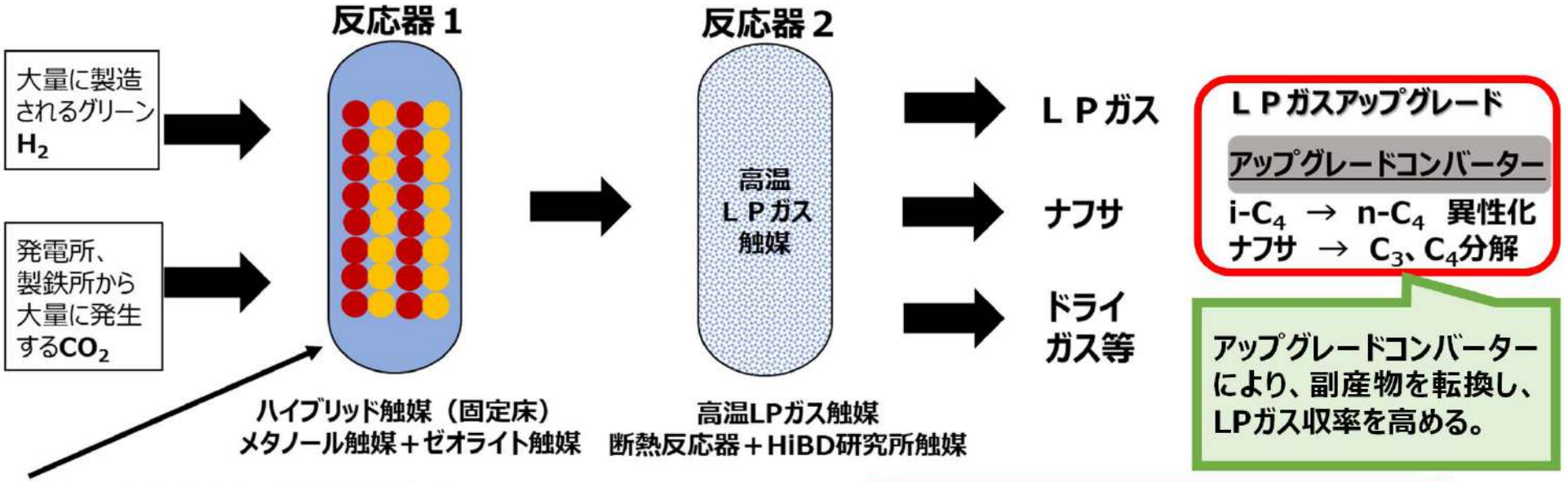
第二段階：2025～2030年
社会実装に向けたスケールアップ実証研究　：　**プラント規模：100kg/日（30トン／年）**

第三段階：2030～2050年
社会実装の開始、社団法人参画企業を中心に商用化プラントの建設
2030年～　：　プラント規模（一基当たり）：10～100トン/日（3千トン～3万トン／年）
～2050年　：　LPガス総需要の全量をグリーンLPガスに代替目指す

(一社)日本グリーンＬＰガス推進協議会の研究開発技術：

Project １：中間冷却(ITC)式多段LPガス直接合成法

炭酸ガス(CO_2)からLPガスを１００%近い収率で与える新反応プロセスの開発



・HiBD研究所藤元薫先生（東京大学、北九州市立大学名誉教授が開発した技術であり、**世界に類を見ない画期的なプロセス**

・**日本グリーンLPガス推進協議会の資金により北九州市立大学と連携した研究**

Project ２：バイオガス等のメタノール･ＤＭＥ経由LPガス間接合成法

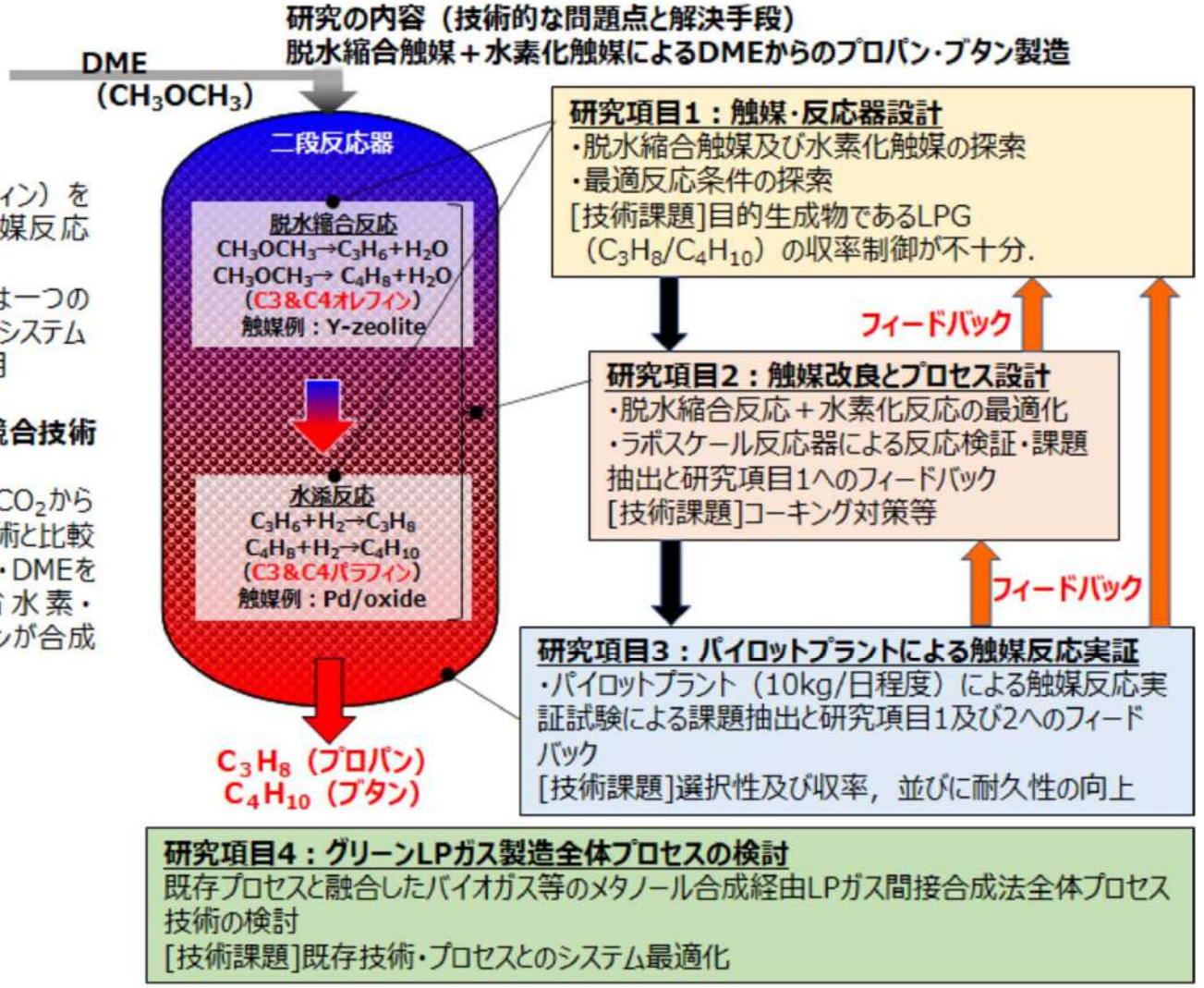
研究開発テーマの革新性

・グリーンLPガス（C_3，C_4パラフィン）を高選択性・高収率な二段触媒反応システムで製造

・工程の最適化により将来的には一つの反応器で二段触媒反応可能なシステムとし，未反応DMEも有効に活用

研究開発テーマの従来技術や競合技術に対する優位性

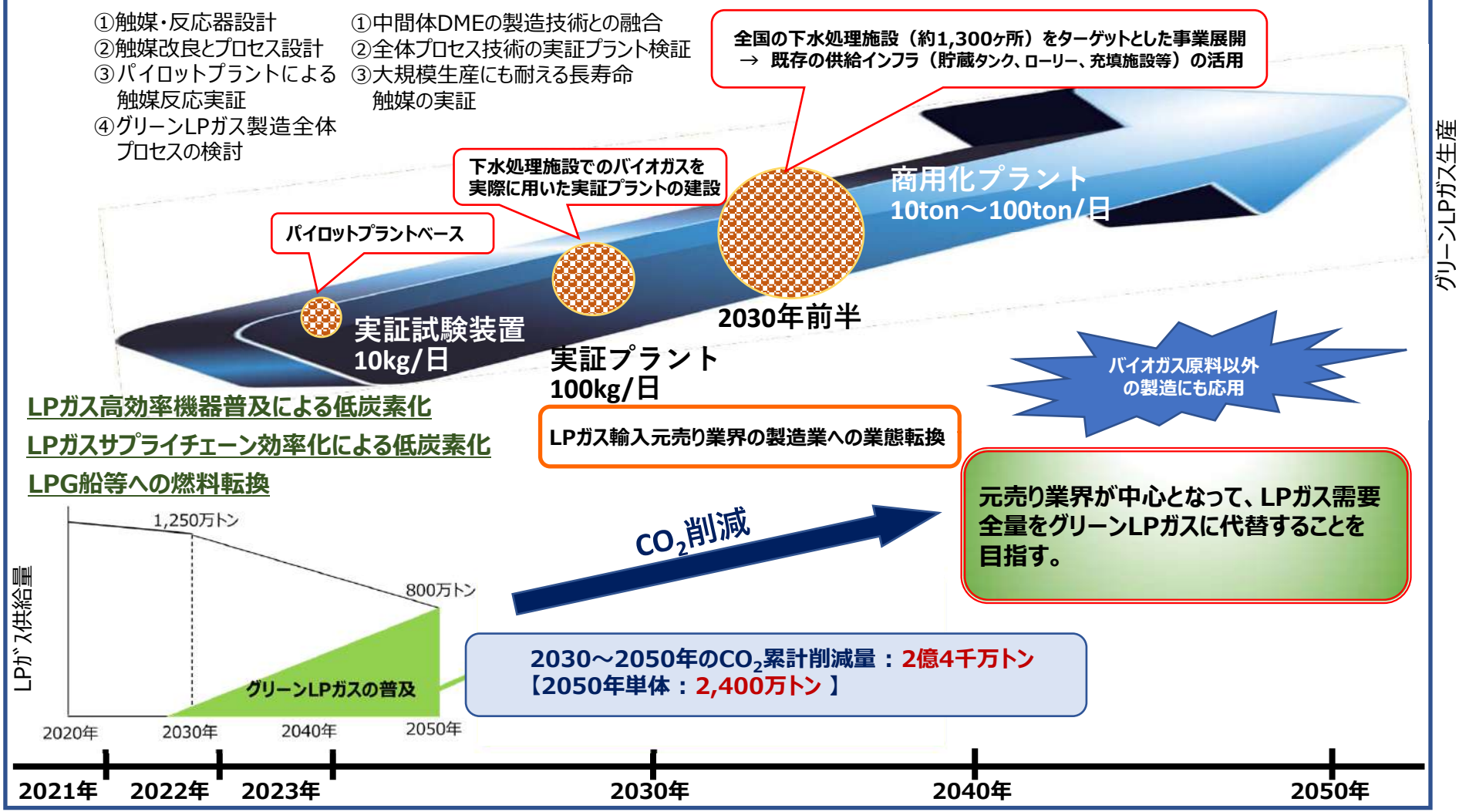
・バイオマスや再エネ水素とCO,CO_2から直接プロパン･ブタンを合成する技術と比較し，含酸素物質であるメタノール･DMEを経由することで，従来より省水素・高効率・高収率でプロパン･ブタンが合成可能



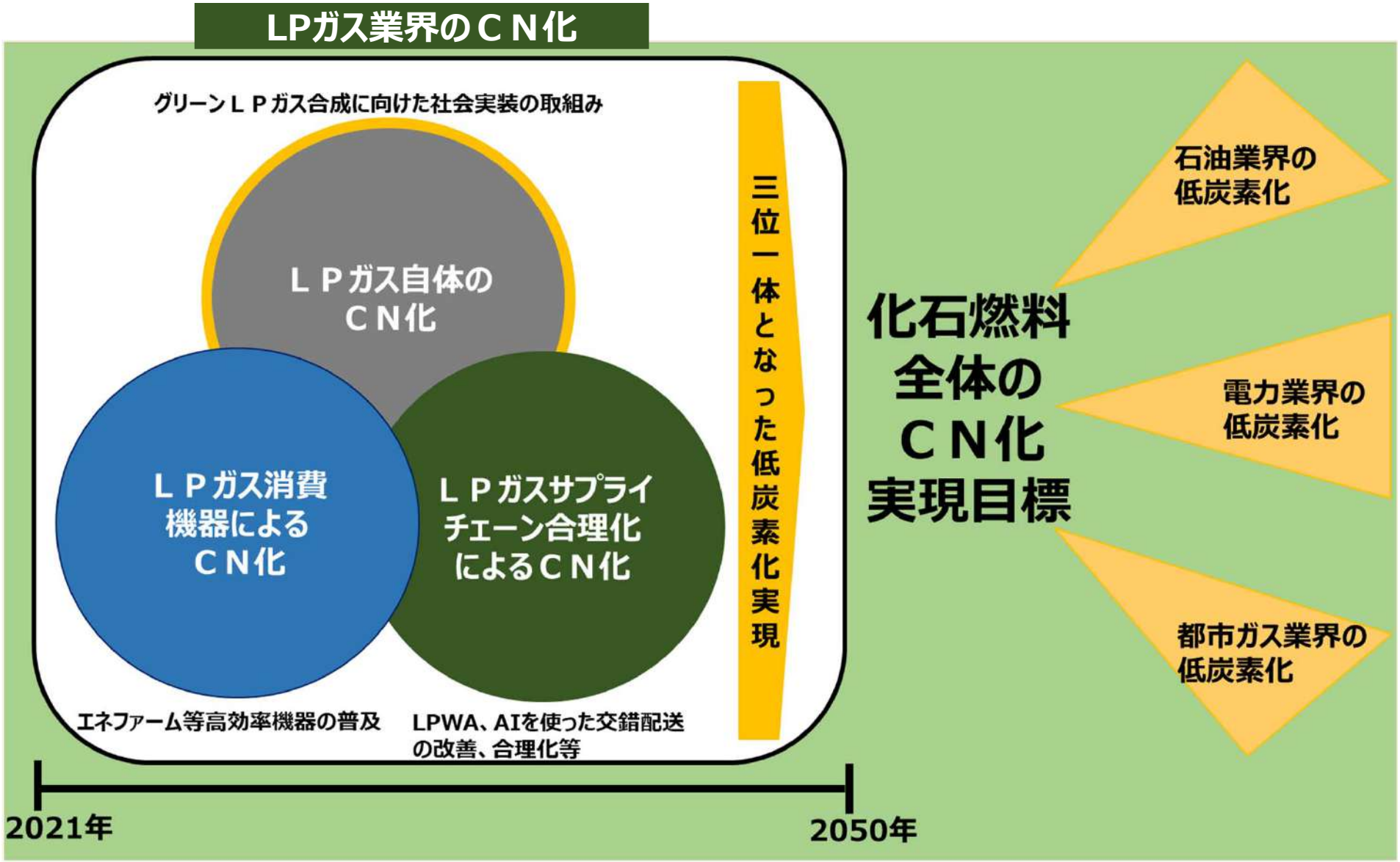
・**日本グリーンLPガス推進協議会、大手触媒メーカー等が共同で、水素消費の少ないDME(バイオ、再生可能由来)から、高効率にLPガスを合成する新たなプロセスを開発**

(一社)日本グリーンＬＰガス推進協議会の研究開発技術の社会実装ロードマップ：

基礎研究段階	国家プロジェクト（ＧＩ基金含む）	実用化研究	社会実装
グリーンLPガス製造技術の個別要素技術基盤の構築	個別要素技術基盤を繋ぐシステム開発と触媒等のスケールアップ検証	グリーンLPガス市場への社会実装に向けた実用化検証・経済性の検証 → バイオ資源の有効活用	大規模生産によるプロセスの低廉化 → 大規模生産による低廉な水素と発電所等でのCO_2を利用したグリーンLPガス社会の実現
①触媒・反応器設計 ②触媒改良とプロセス設計 ③パイロットプラントによる触媒反応実証 ④グリーンLPガス製造全体プロセスの検討	①中間体DMEの製造技術との融合 ②全体プロセス技術の実証プラント検証 ③大規模生産にも耐える長寿命触媒の実証		



カーボンニュートラル実現には業界全体での取り組みが必要（全国ＬＰガス協会との連携）



本日のプレゼンテーション資料につきましては、弊協会ホームページのトップページに既に公開しております。何卒ご参照をお願いします。

日本LPガス協会

https://www.j-lpgas.gr.jp

お問い合わせ先：03-3503-5741

担当：三木田　y-mikita@j-lpgas.gr.jp

JLPGA
日本LPガス協会
Japan LP Gas Association

2021年度
第4回業務委員会
資料№5-1

Rev. 1　2021. 12. 08

ガス小売事業申請書・届出書記載例集

（記載例作成済みの目次です。追加したい事例があればご連絡ください。）

目　　次

【ガス小売事業（コミュニティーガス事業）を始める】

記載例１（様式１）ガス小売事業登録申請書（ガス小売事業の開始）

記載例２（様式２）ガス小売事業遂行体制説明書（様式１添付書類）

記載例３（様式なし①）法第６条第１項各号に該当しないことを誓約する書面

記載例４（様式３）苦情等処理体制説明書（様式１添付書類）

記載例５（様式なし②）５万分の１の地図（様式１添付書類）

記載例６（様式なし③）ガス工作物の設置の状況を記載した書面（様式１添付書類）

記載例７（様式なし④）主たる技術者の履歴書（様式１添付書類）

その他、様式１の添付書類

【登録事項を変更する】

記載例８（様式４）ガス小売事業変更登録申請書（供給地点群の増加）

記載例９（様式５）ガス小売事業氏名等変更届出書（事業者の名称変更）

記載例10（様式５）ガス小売事業氏名等変更届出書（事業者住所の変更）

記載例11（様式５）ガス小売事業氏名等変更届出書（代表者氏名の変更）

記載例12（様式５）ガス小売事業氏名等変更届出書（その他の営業所の名称・所在地の変更、
主たる営業所の名称・所在地の変更、その他の営業所の追加・廃止）

記載例 13（様式５）ガス小売事業氏名等変更届出書(電話番号・電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽの変更)

記載例 14（様式６）ガス小売事業変更届出書
（新設せり上がり、集合住宅及び他事業者団地の獲得等に伴う液石からの変更）

記載例 15（様式６）ガス小売事業変更届出書(供給地点群の減少・廃止)

記載例 16（様式６）ガス小売事業変更届出書(供給地点群の名称の変更)

記載例 17（様式６）ガス小売事業変更届出書(供給地点群の住所表記の変更)

記載例 18（様式６）ガス小売事業変更届出書(供給地点数（増加・減少）の変更)

記載例 19（様式６）ガス小売事業変更届出書(最大ガス需要の見込みの変更)

記載例 20（様式６）ガス小売事業変更届出書(供給能力の確保の見込みの変更、調整装置の更新、
容器等（バルク・貯槽等含む）及び気化装置の能力の変更)

記載例 21（様式６）ガス小売事業変更届出書（特定製造所の名称・住所の変更）

記載例 22（様式６）ガス小売事業変更届出書
（導管（本支管）の内径.総延長、導管内におけるガス圧力変更）

記載例 23（様式７）ガス小売事業承継届出書（事業承継による供給地点群の増加）

【ガス小売事業を終了する】

記載例 24（様式８）ガス小売事業休止（廃止）届出書
（供給地点群消滅によるガス小売事業の休止または廃止）

記載例 25（様式９）解散届出書（法人の解散によるガス小売事業の廃止）

記載例 26（様式１５）供給計画届出書（前年度末までに提出する定期報告）

記載例 27（様式１６）供給計画変更届出書（供給地点群に移動があった場合の随時報告）

以上

2021年度
第4回業務委員会
資料№5-2

業務関連Q＆A（旧目次＋事務局追加・修正・削除）

分類	No.	質問内容	経過措置団地	自由化団地	頁
【定義・許認可関係】	1	コミュニティーガスとは何ですか？	○	○	
	2	経過措置団地と自由化団地は何が違うのですか？			
	3	供給地点・供給地点群・調定数のそれぞれの意味は何ですか？	○	○	
	4	コミュニティーガス事業における「簡易なガス発生設備」とは何ですか？	○	○	
	5	コミュニティーガス事業の「一の団地」とは、どのように解釈するのですか？	○	○	
	6	資本関係にある二つの会社が「一の団地」内にそれぞれ液化石油ガス販売事業における小規模導管供給物件を持っており、その合計戸数が70を超えた場合、ガス事業法の適用を受けますか？	○	○	
	7	旧ガス事業法時代に 2 棟（80 戸＋40 戸）の集合住宅を「一の団地」として簡易ガス事業の許可が与えられた団地で、その団地内の一方（40 戸）の集合住宅が建替えられ 70 戸となった。既存の団地内の変更となるか、新規の団地となるか？	○	○	
	8	既存の団地（70 戸以上）とは別に、隣接して区画の新規（70戸以上）の集合住宅にガスを供給することとなった。独立した新規の供給地点群となるのか。また、道路を横断する導管により接続し既存団地の供給設備を共用してよいか。		○	
	9	一つの供給地点群内おいて、地点の増加や減少があっても、供給地点数以内の増減であれば、変更の申請・届出をする必要はないのですか？	○	○	
	10	コミュニティーガスの供給地点変更の申請・届出は、具体的にどのように行えばいいですか？	○	○	
	11	特定ガス発生設備の調整器の交換を行いました。同じ能力の調整器ですが変更届は必要ですか？			
	12	一般ガス供給区域内において、70戸以上の導管供給によるLPガスによる需要の申込みを受けました。コミュニティーガス事業を運営することの~~許可をとること~~は可能ですか？	○	○	
	13	コミュニティーガス団地の廃止を検討しています。廃止の要件はどのようなものですか？	○	○	
	14	事業譲渡・譲受~~の認可申請~~は、どのよう~~な場合~~に~~、どんな手続きを~~行うのですか？	○	○	
	15	事業譲渡譲受認可申請に際して、「需要家の周知文」は添付資料として必要ですか？	○		
	16	会社を吸収合併する際、合併認可申請は必要ですか？	○	○	
	17	組織改編・合併等があった場合、どのような手続きが必要か？	○	○	
	18	コミュニティーガス団地において、卸供給・託送供給は可能か。	○	○	
	19	コミュニティーガス団地内の供給地点において、供給事業者が液石法適用としてシリンダーによるガス供給を行うことは可能か？	○	○	
	20	コミュニティー団地を譲受したところ、団地内に以前から当社が供給していた液石の需要家があった。この場合、どのような対応したら良いか？	○	○	

【供給約款関係】	21	「ガス小売供給約款」「指定旧供給地点小売供給約款」とは何ですか？**また「ガス小売供給約款」は必須ですか？**	○	○	
	22	「早収料金」や「遅収料金」は設定しなければならないのですか？	○	○	
	23	ガス料金の日割り計算の方法を具体的に教えてください。	○	○	
	24	約款等、契約条件はどのように開示したらよいか？	○	○	
	25	検針時におけるガスメーターの指針はどの桁まで読むことが正しいのですか？	○	○	
	26	需要家敷地の内管の所有関係と内管工事費負担について、教えてください。	○	○	
	27	内管工事見積単価表を変更しようと検討しています。どのような手続きが必要か教えてください。	○	○	
	28	需要家がオール電化に転換し、ガス供給を取りやめすることになり、敷地内の灯外内管の撤去を要請されました。お客様から撤去費用をいただくことはできますか？	○	○	
	29	標準供給約款に定める保証金について、利息の利率を設定していますが、複利計算が困難であるため、利息の利率を0パーセントで設定することは可能ですか？	○	○	
	30	水道の検針では、毎月検針ではなく2ヶ月毎に検針されているケースがありますが、供給地点群内の公民館等で1ヶ月の使用量が極端に少ない需要家のガス検針を2ヶ月毎に伸ばすことは可能でしょうか。	○	○	
	31	検針或いは料金収納を他社に委託することは可能ですか？	○	○	
	32	供給開始時に需要家との契約書の取り交わしは必要ですか？また、所定の様式はありますか？	○	○	
【料金算定関係】	33	経過措置団地の料金制度はどのようになっていますか？	○		
	34	経過措置料金規制が外れたが、ガス料金は液石と同じ扱いで良いですか？		○	
	35	**自由化団地です。赤字運営が続いているので料金を引き上げたいと思います。行政からの指導等はありますか？**			
	36	自由化団地になった後導管の更新を行いました。料金改定はどのようにすれば良いですか？		○	
	37	**灯外・灯内内管の費用は従来通りまとめてお客様に請求しなければならないのか？ 例えば有償貸与とし設備利用料として回収する方式はどうか？**		○	
	38	**払込票の発行手数料を請求することは可能か？ また、これは料金改定に該当するのか？**		○	
	39	**新規のコミュニティーガス団地（集合型マンション）で給湯器の設備投資が発生した。料金設定する場合は、投資分を転嫁した3部制料金をの考えを取り入れて良いか？**		○	

	40	経過措置料金指定団地において、経年劣化の導管を一部だけ入れ替えました。新たな投資が発生したので料金改定を行いたいのですが、その際、既存導管に係る供給地点、入替導管に係る供給地点を入力するにあたり、それぞれの地点数はどのように算出すればいいのでしょうか？	○		
	41	供給約款料金算定規則第３第１表中、１供給地点当たりの道路占用料の額を定める標準係数が、甲地、乙地、丙地に分かれていますが、それぞれの区分けの基準は何ですか？	○	○	
	42	事業報酬額とは何ですか？	○	○	
	43	総原価における租税課金（固定資産）原価計算時に、「固定資産税の減免をするか否か」を選択することになっていますが、「固定資産」の減免とはどういう意味ですか？	○	○	
	44	設備投資した導管等（有形固定資産）の固定資産税の減免措置の特例措置適用の可否。	○	○	
	45	料金改定を行なう場合、原料費調整の調整指標となる**基準平均原料価格**はどのように設定するのですか？	○		
	46	供給約款料金を引き下げる場合の申請手続きについて教えてください。	○		
	削除	~~選択約款を導入する場合の　①総括原価準拠方式　②ネット・レベニュー・テスト方式の２つの方式がありますが、それぞれの特徴は何ですか？~~	○	○	
	削除	~~特定ガス大口供給とは、どういうものですか？~~	○	○	
	47	料金算定に伴う総括表の「その他経費」には、何が含まれているのか？	○	○	
【原料費調整制度関係】	48	原料費調整制度における料金の調整はどのようにするのですか？	○	△	
	49	原料費調整を計算する場合の端数処理の方法を具体的に教えてください。	○	△	
	50	原料費調整制度の指標となる平均原料価格は、上限バンドは１６０％と設定されていますが、下限の設定がないのは何故でしょうか？	○	○	
	51	自由化団地です。原料価格の高騰により料金が上限バンドに制約され固定されている状況です。どうすれば良いですか？		○	
	52	実取引では「CP価格」等が使用されますが、原料費調整では何故「CIF価格」が使用するのですか？	○		
	53	CIF価格の速報値、確報値、確定値はどういう違いがあるのですか？	○	○	
	54	**自由化団地です。原料価格の算定指標に「CP・MB」を導入しても良いか？**		○	
	55	毎年５月検針分の平均原料価格において、一般ガス事業者とコミュニティーガス事業者のプロパン平均原料価格に差異がありますが、一般ガス事業者とコミュニティーガス事業者とで平均原料価格の算出方法は異なるのですか？	○	○	
			○	○	

【その他】	56	法定報告書はどんな種類がありますか？それぞれ提出期限についても教えて下さい。 また、新たに提出することになった供給計画について、記入方法等を教えてください。	○	○	
	57	ガス事業生産動態統計調査票の記入のポイントについて教えてください？	○	○	
	58	収支報告書は、どのようにして作成すればいいですか？	○	~~○~~	
	59	コミュニティーガス事業によるガス供給は、特定商取引法の規制対象になりますか？	○	○	
	60	料金に関する行政の定期的評価において、収支が赤字の事業者、もしくは長期に亘り料金を改定していない供給地点群を有する事業者が評価対象とされるようですが、どのように行政評価が行われ、また、どのような行政指導を受けるのですか？	○		
	61	大震災が起きると、学校の校庭等に70戸以上の仮設住宅が建設されるが、この場合はコミュニティーガス事業の許可を受ける必要がありますか？		○	
	削除	~~なぜ「旧簡易ガス」のことを「コミュニティーガス」と呼ぶのですか？~~	○	○	